

自転車型トロッコ「アガッタン」
指定管理者基本協定書

(原案)

令和 7 年 月 日

東 吾 妻 町

○ ○ ○ ○

第1章 総 則	
第1条 (本協定の目的)	
第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	
第2章 業務の範囲と実施条件	
第3条 (指定期間)	
第4条 (業務の範囲)	
第5条 (業務実施条件)	
第6条 (会計区分)	
第7条 (経理区分)	
第8条 (年度協定)	
第3章 利用料金及び施設使用納付金	
第9条 (利用料金)	
第10条 (指定管理料)	
第11条 (指定管理料の支払い)	
第12条 (経費の過不足)	
第4章 業務の実施	
第13条 (業務の実施)	
第14条 (開業準備)	
第15条 (権利義務の譲渡)	
第16条 (再委託の禁止)	
第17条 (備品等の管理)	
第18条 (施設の改修等)	
第19条 (緊急時の対応)	
第5章 業務の実施に係る確認事項	
第20条 (事業計画書)	
第21条 (事業報告書)	
第22条 (業務実施状況の確認)	
第23条 (業務の改善勧告)	
第6章 個人情報の保護及び情報公開等	
第24条 (個人情報の保護)	
第25条 (情報公開)	
第26条 (苦情処理)	
第7章 損害賠償及び不可抗力	
第27条 (損害賠償)	
第28条 (保険)	
第29条 (不可抗力発生時の対応)	
第8章 指定期間の満了	

第30条	(業務の引継ぎ等)	
第31条	(原状回復義務)	
第9章	保証金及び指定の取消し等	
第32条	(保証金)	
第33条	(指定の取消し等)	
第34条	(指定の取消し等による甲の違約金及び損害賠償金請求権)	
第35条	(保証金の返還)	
第36条	(相殺)	
第10章	その他	
第37条	(連絡調整会議等の設置)	
第38条	(業務以外の業務)	
第39条	(本協定の変更)	
第40条	(疑義についての協議)	
第41条	(本協定締結に要する費用)	
第42条	(裁判管轄)	

自転車型トロッコ「アガッタン」の管理に関する基本協定書

東吾妻町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、自転車型トロッコ「アガッタン」とその関連施設（以下「施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 乙は、施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う管理業務（以下「業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第2章 業務の範囲と実施条件

（指定期間）

第3条 指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（業務の範囲）

第4条 自転車型トロッコ「アガッタン」の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条に規定する乙が行う業務は、次のとおりとする。

- （1）自転車型トロッコ「アガッタン」の使用料の徴収に関する業務
- （2）自転車型トロッコ「アガッタン」の維持管理に関する業務
- （3）自転車型トロッコ「アガッタン」の設置目的を達成するために必要な業務
- （4）自転車型トロッコ「アガッタン」の使用者の利便性向上に資する業務
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務

（業務実施条件）

第5条 乙が業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、本協定、募集要項等（業務水準書を含む。）、当該公募に係る質問・回答書及び指定申請書（以下、本協定から指定申請書までを総称して「業務の範囲」という。）に定めるとおりとする。

（会計区分）

第6条 業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経理区分)

第7条 業務に係る経理は、他の会計と区分して行わなければならない。

2 業務に係る帳簿、預金通帳及び財務関係書類等は、当該業務の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(年度協定)

第8条 本協定に定めるもののほか、各会計年度において必要な事項については、別に年度協定を締結する。

第3章 利用料金及び指定管理料等

(利用料金)

第9条 乙は、施設に係る利用料金を当該乙の収入として、収受するものとする。

2 利用料金は、乙が、関係条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については、事前に甲の承認を受けるものとする。

(指定管理料)

第10条 乙は、年度ごとに指定管理料を請求することができる。

2 前項の額及び支払い方法等は、甲乙協議の上で定める。

(指定管理料の支払い)

第11条 甲は、乙から指定管理料の請求書を受領したときは、30日以内に支払わなければならない。

(経費の過不足)

第12条 業務に基づく経費に不足が生じた場合、不足分は乙の責任において補填するものとし、甲は経費の補填は行わないものとする。

2 乙は、各年度終了後、指定管理料を含む収支において剰余金が発生した場合は、施設使用納付金（以下「納付金」という。）として、甲に支払うものとする。

3 納付金の算出及び納入方法等は、甲乙協議の上で定める。

第4章 業務の実施

(業務の実施)

第13条 乙は、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「通則条例」という。）及び関係法令等のほか、業務の範囲に従い、これを実施しなければならない。

(開業準備)

第14条 乙は、指定期間の開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 前項に係る費用は、乙が負担するものとする。

3 乙は、指定期間の開始日に先立ち、甲に対して施設の視察を申し出ることができるものとする。

4 甲は、前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(権利義務の譲渡)

第15条 乙は、施設の業務に関して生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、業務の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部の処理を他に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ当該業務の内容及び委託または請負の期間等について、甲に届けなければならない。

3 当該業務の内容及び委託または請負の期間等について変更したときも、同様とする。

4 乙が当該業務の一部の処理を委託し、または請け負わせた第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害または増加費用は、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、乙がこれを負担するものとする。

(備品等の管理)

第17条 乙は、業務に係る器具、什器、機械設備、車輛として、甲が施設に備えた備品等(以下「備品等」という。)を善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 乙は、業務に係る備品等を業務運営の目的以外に使用してはならない。

3 乙は、業務に係る備品等の形状、形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

4 備品等が経年劣化等により、業務実施上非効率になった場合、甲は、必要に応じて当該備品等を購入または調達するものとする。ただし、乙との協議により、乙の負担で購入する場合はこの限りではない。

5 乙は、故意または重大な過失により備品等を毀損、滅失したときは、甲との協議により必要に応じて甲に対しこれを弁償、または自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。

6 乙の負担で取得した備品等の所有権等の取り扱いは、別に定めた場合を除き、次のとおりとする。

(1) 所有権 乙に帰属する。ただし、甲が必要と認めた場合には、乙は当該備品等を甲または甲が指定する者に対し、売却することができるものとする。

(2) 管理責任 乙の所有物として乙が責任を負う。

(施設の改修等)

第18条 施設の修繕改修については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項の規定により、乙の負担で修繕改修を行った場合の所有権等の取り扱いは、別に定めた場合を除き、次のとおりとする。

(1) 所有権 修繕改修の完了を甲が確認した段階で甲に移転する。

(2) 管理責任 施設の一部として指定期間中、乙が責任を負う。

(緊急時の対応)

第19条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

第5章 業務の実施に係る確認事項

(事業計画書)

第20条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

(事業報告書)

第21条 乙は、通則条例第8条の規定により、甲が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況

(2) 施設の利用状況

(3) 利用料金の収入実績及び管理経費等の収支状況等

(4) 自主事業の実施状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が管理の実態を把握するために必要な事項

2 乙は、収支に関する帳簿その他業務に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(業務実施状況の確認)

第22条 甲は、通則条例第9条の規定により、業務実施状況等を確認することを目的として乙に対し報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができる。

2 乙は、合理的な理由がある場合を除いて、前項の調査等に応じなければならない。

(業務の改善勧告)

第23条 前条の確認の結果、乙による業務実施が、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 個人情報の保護及び情報公開等

(個人情報の保護)

第24条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の規定を準拠するとともに、東吾妻町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月15日条例第36号）附則第3条第2項の規定に基づき、業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、毀損等の事故、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定については、指定期間満了後においても同様とする。

（情報公開）

第25条 乙は、施設の業務に関して保有する情報について、東吾妻町情報公開条例に基づき、情報公開請求がなされたときは、これに協力しなければならない。

（苦情処理）

第26条 乙は、業務の遂行に関し苦情があったときは、自己の責任及び費用において迅速かつ的確に対処しなければならない。

2 乙は、苦情の内容、処理の経過及び結果について記録し、甲に報告するものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

（損害賠償）

第27条 施設の管理運営について生じた乙の損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、施設の管理運営にあたり甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由または天災地変等の場合は、この限りでない。

（保険）

第28条 乙は、業務の実施にあたり施設賠償責任保険に速やかに加入するものとし、当該保険に係る保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定のほか、業務の実施に必要な保険に加入するものとする。

（不可抗力発生時の対応）

第29条 不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。

なお、乙が前条の規定により加入した保険により填補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

3 甲または乙は、天災または人災等、不可抗力の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

第8章 指定期間の満了

（業務の引継ぎ等）

第30条 乙は、第3条に定める指定期間が満了したとき、または指定を取り消されたときは、施設の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲または甲が指定する者に対し、業務の引継ぎ等を行わなければならない。

（原状回復義務）

第31条 乙は、第3条に定める指定期間が満了したとき、または指定を取り消されたときは、当該施設または設備を乙の負担により速やかに原状に回復しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認めた場合には、乙は原状回復を行わずに、甲が定める状態で施設を引き継ぐことができるものとする。

第9章 保証金及び指定の取消し等

(保証金)

第32条 乙は、本協定の締結に際し、業務に係る履行保証として、保証金を甲に預け入れるものとする。

2 保証金の額は、乙が指定申請書で提案した施設の管理運営費の5分の1の額の1割を限度として、甲乙協議の上で定める。

3 甲は、乙より保証金に代わり確実な担保が提供された場合は、第1項の保証金を免除することができる。

(指定の取消し等)

第33条 甲は、通則条例第10条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部または一部の停止（以下「取消し等」という。）を命ずることができる。

(1) 乙が、本協定に定める債務を履行しないとき、または履行の見込みがないと甲が認めたとき（第29条による場合を除く。）

(2) 乙またはその代理人その他乙の使用人等が、第22条の調査等の執行を妨げたとき、または偽りその他不正の行為があると甲が認めたとき

(3) 乙が、第24条の規定に違反したと甲が認めたとき

(4) 乙が、本協定に違反し、指定管理者として不適当と甲が認めたとき

(5) 乙について、手形または銀行取引停止処分がなされたとき、若しくは支払い停止事由が発生したとき

(6) 乙が、差押え、仮差押えまたは仮処分を受けたとき

(7) 乙にかかる破産、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別生産その他倒産等に関する法律のいずれかの手続きについて申立てがなされたとき

(8) 乙が、施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の取消処分または停止処分等を受けたとき

(9) 東吾妻町暴力団排除条例第2条に定義する暴力団、または暴力団員が、乙の経営等に関与していることが発覚したとき

2 甲は、前項により指定の取消し等を行う場合は、東吾妻町行政手続条例第13条の規定に従う。

(指定の取消し等による甲の違約金及び損害賠償金請求権)

第34条 甲は、乙が前条第1項各号に該当し、乙の指定を取り消し等した場合、第32条の保

証金を甲の損害と相殺することができる。この場合において、保証金の額を超えて甲に損害が発生した場合、甲は、乙にその損害額を請求することができる。

（保証金の返還）

第35条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、保証金の返還請求をすることができる。

（１）指定期間が満了したとき

（２）第 29 条により指定管理が終了したとき

（３）東吾妻町議会が、当該指定管理者の指定議案を否決したとき

2 保証金の返還請求方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲に預け入れた期間は、無利子とする。

（相殺）

第36条 乙は、本協定に関して違約金、損害金、その他甲に対する金銭債務が発生した場合、乙が甲に対して有する金銭債権との間で相殺されることを予め承認する。

第 10 章 その他

（連絡調整会議等の設置）

第37条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置することができる。

（業務以外の業務）

第38条 乙は、施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して自主事業計画書を提出し、事前に甲の許可を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するにあたって、別途自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

（本協定の変更）

第39条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合または業務の内容その他の実施条件が変更となった場合は、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義についての協議）

第40条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、または本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（本協定締結に要する費用）

第41条 本協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。変更協定等の場合も同様とする。

（裁判管轄）

第42条 本協定に関する紛争は、前橋地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定は、当該指定管理者に係る議案が、東吾妻町議会において可決されたときに有効とみなす。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲と乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

年 月 日

甲 （東吾妻町）

所在地 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046 番地

代表者 東吾妻町長 中 澤 恒 喜 印

乙 （指定管理者）

所在地

名 称

代表者 印